
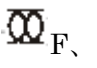



この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第147条	第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備 火薬庫及危険物ヲ運送スルタンク船ノ危険物ノ積附設備ノ構造、配置等ニ付テハ危険物船舶運送及び貯蔵規則ノ定ムル所ニ依		第4編 特殊貨物ノ積附設備 第1章 危険物ノ積附設備
第148条から 第156条まで	削除		
第157条	第2章 ばら積み固体貨物の積付設備 (積付計算機) 船の長さが150メートル以上のバルクキャリア(船舶区画規程第2条第4項に規定するバルクキャリアをいう。)には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。		第2章 ばら積み固体貨物の積付設備 157.1(a) 「船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機」の要件は、1997年のSOLAS締約政府会議が採択した「積付計算機に関する勧告」である決議5(MSC/Circ.836)を参照のこと。 (b) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積付貨物の種類及び積付け状態が予め定まっておき、かつ、それら全てのケースについての強度関係資料を施行規則第51条の表第4号の資料(ローディングマニュアル)に含んでいる場合とする。 157.2(a) 「復原性に関する事項を計算できる積付計算機」とは、次の要件に適合するものをいう。 (1) 復原性計算に必要なすべての情報をデータとして保持しているものであること。 (2) データの入力及び結果の出力は、承認された復原性資料と容易に比較可能であること。 (3) 個々の積付状態が適用される復原性要件の許容範囲内にあるか否かの船長への判断を補助するために、最低限次に掲げる諸数値を与えるものであること。 ・排水量 ・相当喫水 ・前部垂線、後部垂線における喫水 ・トリム ・  G、  F、  B ・ MTC, TM ・ KG, GM ・ GGo, GoM ・ 最大復原てこ、最大復原てこを生ずる横傾斜角及び復原力

			<p>消失角 ・海水流入角 ・復原性要件適合の判定</p> <p>(4) 画面及び印刷等の外部出力には、各データ(単位を含む。)が明瞭に表示されるものでありかつ、適用される復原性要件に適合していない場合は、その旨の警告が明瞭に表示されること。また、上記出力には、使用したデータ名及び計算実施日時並びにプログラム名及びそのバージョンもあわせて表示するものとする。</p> <p>(5) 計算精度は、復原性計算機による計算結果と復原性資料との誤差が原則0であること。ただし、船体形状データから直接復原性要件に関する諸計算を計算するプログラムを使用する場合には、復原性計算機による計算結果と承認された復原性資料との誤差は、次表によるものとして差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">表 復原性計算における許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="2089 632 2908 1341"> <thead> <tr> <th>船体形状データに関する数値</th> <th>許容誤差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水量</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>縦方向浮力中心位置(船尾垂線から計測した値)</td> <td>1%又は50cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>縦方向浮面心(船尾垂線から計測した値)</td> <td>1%又は50cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>毎センチトリムモーメント</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>基線からの横メタセンタ高さ</td> <td>1%又は5cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>区画データに関する数値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦方向重心位置(船尾垂線から計測した値)</td> <td>1%又は50cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>基線からの垂直方向重心高さ</td> <td>1%又は5cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>自由表面モーメント</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>縦/横傾斜モーメント</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>トリム及び復原性に関する数値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>喫水(船首、船尾)</td> <td>1%又は5cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>GM(重心から横メタセンタまでの高さ)</td> <td>1%又は5cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>GZ(横傾斜復原てこ)</td> <td>5%又は5cmの大きい方の値</td> </tr> <tr> <td>自由表面影響</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>海水流入角</td> <td>2 degrees</td> </tr> <tr> <td>復原力曲線と横軸で囲まれた面積</td> <td>5%又は0.0012 m-radの大きい方の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注： 表中“%”で表示されている誤差は、復原性計算機による計算結果と承認された復原性資料の差の復原性資料の値に対する割合をいう。</p> <p>(6) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、国際航海に従事しないバルクキャリアであって、積み付け貨物の種類及び積み付け状態があらかじめ定まっておき、かつ、それら全てのケースについての復原性計算書を施行規則第51条の表第1号の資料(復原性資料)に含んでいる場合とする。</p>	船体形状データに関する数値	許容誤差	排水量	2%	縦方向浮力中心位置(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値	縦方向浮面心(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値	毎センチトリムモーメント	2%	基線からの横メタセンタ高さ	1%又は5cmの大きい方の値	区画データに関する数値		縦方向重心位置(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値	基線からの垂直方向重心高さ	1%又は5cmの大きい方の値	自由表面モーメント	2%	縦/横傾斜モーメント	5%	トリム及び復原性に関する数値		喫水(船首、船尾)	1%又は5cmの大きい方の値	GM(重心から横メタセンタまでの高さ)	1%又は5cmの大きい方の値	GZ(横傾斜復原てこ)	5%又は5cmの大きい方の値	自由表面影響	2%	海水流入角	2 degrees	復原力曲線と横軸で囲まれた面積	5%又は0.0012 m-radの大きい方の値
船体形状データに関する数値	許容誤差																																						
排水量	2%																																						
縦方向浮力中心位置(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値																																						
縦方向浮面心(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値																																						
毎センチトリムモーメント	2%																																						
基線からの横メタセンタ高さ	1%又は5cmの大きい方の値																																						
区画データに関する数値																																							
縦方向重心位置(船尾垂線から計測した値)	1%又は50cmの大きい方の値																																						
基線からの垂直方向重心高さ	1%又は5cmの大きい方の値																																						
自由表面モーメント	2%																																						
縦/横傾斜モーメント	5%																																						
トリム及び復原性に関する数値																																							
喫水(船首、船尾)	1%又は5cmの大きい方の値																																						
GM(重心から横メタセンタまでの高さ)	1%又は5cmの大きい方の値																																						
GZ(横傾斜復原てこ)	5%又は5cmの大きい方の値																																						
自由表面影響	2%																																						
海水流入角	2 degrees																																						
復原力曲線と横軸で囲まれた面積	5%又は0.0012 m-radの大きい方の値																																						
第158条から第169条の2まで	第3章 削除																																						
	第4章 其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備		第4章 其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備																																				

第169条 の3	危険物船舶運送及び貯蔵規則中引火性液体類（引火点が摂氏23度未満ノモノヲ除ク以下同ジ）ヲ運送スルタンク船ノ引火性液体類ノ積附設備ノ構造、配置等ニ関スル規定ハ引火性又ハ爆発性ノガスヲ発生スル液体デ危険物以外ノモノヲ運送スルタンク船ノ当該液体ノ積附設備ノ構造、配置等ニ付テ準用ス		
-------------	---	--	--